

教職員の権利一覧

より良い教育と学校をつくるために、学び、活用しましょう。
ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」に基づいて教職員の
権利発展のために、連帯して、声を上げていきましょう。

2009年10月現在

保存版

休暇の種類と取り方

1、年次有給休暇（年休）

- 年休は1暦年に20日取得することができ、20日を上限に残日数を次年度に繰り越すことができる。4/1採用の新採者は15日となる。臨時教職員は正規職員とは日数や取り方に違いがある。
- 年休は1日または半日、1時間単位で取得できる。09年4月より、半日休暇は3時間55分、1日は7時間45分となった。
- 年休は使用者（管理職）の承認は不要であり、従って、休む理由を管理職に告げる必要はない。校長による時季変更は「事業の正常な運営を妨げる場合」のみであり、普通ではあり得ない。

2、病気休暇と病気休職

- 病気休暇は90日まで取得でき、新生物、精神及び行動の障害、循環器系、筋骨格系、妊娠や難病では180日。病気休職の後は、3年間の病気休職が取得できる。
- 短期の病気休暇（7日未満）は1時間単位で取ることができ、後日、医療機関の領収書、薬袋等医療機関での受診が確認できる書類を提出する。自宅等で療養し、病院に行かなかった場合は、後日、「療養報告書」を提出する。
- 精神性と循環器系の病気休職からの復帰者には、全職種3ヶ月を限度に、学期末まで週10時間講師を配置する。180日以上病気休暇、病気休職の復帰者には代替講師との2日間の引き継ぎ期間がある。

3、特別休暇その1（主なもの）

① 妊娠中に関係する休暇

- 妊娠中または出産後の保健指導及び健康診査で、1日を超えない範囲で特別休暇が取得できる。（妊娠24週までは4週間に1回、25週から36週は2週間に1回、37週から出産までは1週間に1回、産後1年までは1回）
- 妊娠障害休暇は、1妊娠につき3週間以内で必要と認められる期間、取得できる。
- 1日1時間以内で、通勤緩和が取れる。
- 風疹が流行している時、抗体検査を受け、その結果が出るまでの間は特別休暇。予防上休む場合は承認欠勤30日が取得できる。
- （これは専免扱い）妊娠中の女性教職員の業務が母体または胎児の健康保持に影響があり、当該職員が休息し、または補食する必要があると認められる場合に取得できる。

② 妊娠教職員の労働軽減

- 中学校、高校の体育実技は、妊娠はじめてから非常勤講師の配置がある。但し、保健の授業を除く。
- 小学校の体育実技、普通学級10学級以下の小規模校は妊婦1人につき1人の講師を週3時間配置。11学級以上校は同一校に2人以上の妊婦が1ヶ月以上重なる場合、妊婦1人につき週2時間ずつ配置。但し、11学級以上の学校でも1学年1学級の学年には体育実技講師が配置。
- 水泳指導期間のみの水泳補助講師の配置もある。（7～17学級以下校、2学級以下の学年に週3時間）
- 障害児学校、学級の指導軽減措置は、重度重複担当教員は全期間、それ以外は妊娠4ヶ月までと産前休暇前、6週間のみ非常勤講師の配置。
- 寄宿舎指導員は宿直免除制度がある。
- 養護教諭は小学校、中学校は500人以上、高校は900人以上、4/10～7/19の期間で週15時間の講師配置がある。

③ 出産休暇

- 産前、産後各8週。多胎妊娠の場合は産前14週間。残念ながら、妊娠12週以上で流産した時は産後8週間の休みがある。
- 配偶者出産休暇は3日間で時間単位の取得も可能。入退院の付き添い、入院中の世話、出生届などで活用できる。
- 男性育児休暇は5日間で、配偶者の産前・産後期間中に子どもの養育を行う場合に取得できる。
- 産前休暇には3日間、産休復帰の時には2日間の代替講師との引き継ぎが取れる。

④ 子育て休暇

- 1暦年で7日、子どもが一人増える毎に1日加算。
- 取得要件は、子どもが病気で看病する時、子どもの予防接種、健康診断、健康審査に付き添う場合、子どもが在籍する学校の行事に参加する場合である。
- 対象の子ども範囲は中学校卒業までで、取得単位は1日、半日、1時間単位とする。

⑤ 育児休業

- 男女全ての教職員が産休後、子どもが3歳未満まで取れる。
- 1歳（または1歳半）までは共済組合から、育児休業手当金が給料月額50%相当支給され、共済組合掛金が全期間免除となる。

その他、分からないこと等、お近くの分会役員や府立高教組に、お気軽にご相談下さい。組合への加入もぜひ、よろしくお願ひします。

4、特別休暇その2 (主なもの)

⑥ 育児時間

- 子どもが1歳6ヶ月になるまで、男女とも1日90分以内(30分単位)で、有給で取得できる。

⑦ 忌引き休暇

- 職員の親族が死亡した場合、葬儀等のために勤務しないことが相当であると認められる時。
(配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日、孫1日、兄弟姉妹3日、おじおば1日など)
- 取得後、会葬礼状等の提出が必要となる。

⑧ 生理休暇

- 生理日に勤務することが著しく困難な場合の休暇で、1回について2日以内とする。

⑨ 結婚休暇

- 職員が結婚する場合の休暇は6日以内で、分割して取得することも可能である。

⑩ ボランティア休暇

- 1暦年で6日間。職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動のための休暇である。

⑪ 夏季特別休暇

- 7月から9月の間に4日間、1日または半日単位で取得できる。
- 夏季において、盆などの諸行事、帰省などの家庭旅行、健康増進のためのスポーツ、自宅での休養、趣味・娯楽等を行うための休暇。

⑫ その他

- 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく外出自粛要請または検疫法に基づく停留の措置を受けている場合。
- 風水震災による交通遮断や交通機関の事故等による不可抗力の場合。

5、子育て支援

① 育児部分休業

- 子どもが小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が取得できる。
- 期間は、子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、勤務の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できるが、全て無給である。

② 育児短時間勤務

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の日に達するまで、取得することができる。
- 勤務形態は、4通りのパターン(3時間55分勤務×5日、4時間55分×5、7時間45分×3、7時間55分×2+3時間55分×1)があり、請求は1ヶ月前でそれぞれのパターンに応じて代替講師が配置される。

6、介護休暇・欠勤制度

- 介護休暇は6ヶ月、介護欠勤を合わせると190日取得できる。最初の10日間は介護休暇に先立って、介護欠勤が取得できる。介護休暇・欠勤は時間単位や断続的な取得もできる。
- 介護休暇・欠勤には、共済組合・互助組合から60%の介護休業手当金、介護休暇補助金などが支給される。

7、臨時教職員の休暇と種類については、2009年度の「りんりんパンフ」をご覧ください。

勤務時間について

- ① 労働時間は、労働基準法の「1日8時間、週40時間労働」を踏まえ、09年4月より京都府の給与条例で「1日7時間45分、週38時間45分」となった。
- ② 休憩時間について。任命権者は1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない(労基法34条、給与条例34条)。休憩時間は、一斉に与え、自由に利用されなければならない。(労基法34条)
- ③ 教育職員には、原則として時間外勤務を命じないものとする(給与条例37条)。時間外勤務を命じる場合は、4項目(生徒の実習、修学旅行その他学校行事、職員会議、非常時など)に限定され、臨時または緊急やむを得ない必要がある時に限られている(給与条例37条)。教育職員に時間外勤務を命じる場合「関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況を勘案し、その意向を十分尊重しなければならない」「やむを得ず時間外勤務をさせた場合、すみやかに回復措置を講じるよう努める」とされている(京教組と府教委の確認事項)
- ④ 週休日に業務を行った場合、週休日の振替を行い、休日を保障する。振替を可能とする週休日の業務は、学習活動、学校説明会、入学者選抜、地域行事、PTA行事、部活動指導(生徒引率を伴う公式戦等)。上限は1年につき最大12日間。振替可能期間は「前4週間、後16週間」の間であるが、基本は「同一週の振替」で、それが無理な場合は「前4週、後8週」、それでも無理な場合は「前4週、後16週」とする。振替は1日及び半日(4時間)とする。
- ⑤ 宿泊を伴う学校行事の振替は、1泊2日の場合、行事实施の1日目に予め、7時間45分を超える勤務時間(例:11時間45分)を割り振り、行事实施の前後の日に7時間45分を下回る勤務時間(例:4時間)の割り振りをし、週38時間45分となるようにする。

その他、分からないこと等、お近くの分会役員や府立高教組に、お気軽にご相談下さい。組合への加入もぜひ、よろしく申し上げます。

京都府立高等学校教職員組合

〒606-8397 京都市左京区丸太町新道上ル京都府教育会館内 / Eメール honbu@kyoto-fuko.com

TEL. 075-751-1645

FAX. 075-752-2988